

保育所・幼稚園預かり保育・放課後児童クラブの
利用を希望する保護者の皆様へ

平成30年度利用分の申請から

『就労状況等報告書』の提出を一本化いたします。

これまで、「保育所入所」、「幼稚園預かり保育利用」及び「放課後児童クラブ利用」の申請の際、それぞれに添付が必要であった「就労状況等報告書」の提出を、保護者や事業所の負担軽減を考慮し、平成30年度利用分の申請から、該当となる家族の方1人につき1枚のみの提出での受付が可能となります。

(例) 就労している方：父・母 兄が『預かり保育』利用、弟が『保育所』利用の場合

これまで、父2枚、母2枚の合計4枚の就労状況等報告書の提出が必要。

⇒平成30年度利用分の申請から、父1枚、母1枚の合計2枚のみの提出で受付可。

- ◎ 就労状況等報告書に「利用希望施設（●●保育所、●●幼稚園預かり保育 etc）」及び対象となる「児童名」が全て記載されていれば1枚のみの提出で受付可能です。
- ◎ ただし、各担当課で書類を保管する必要があるため、受付時に写し（コピー）を作成いたします。
- ◎ 担当職員が必要枚数を確認の上、写し（コピー）を作成いたしますので、就労状況等報告書裏面の「原本と相違がない証明」欄に署名・押印をしていただきます。

【ご注意】

- ◎ 他の添付書類の不備等により、後日改めて申請が必要となった場合は、総合支所受付印を押印した「写しの就労状況等報告書」をお渡しいたします。
- ◎ 写しの就労状況等報告書は、受付印の日付から1ヶ月間のみ有効となります。
- ◎ 有効期限を過ぎた場合は、再度原本を作成・提出していただくこととなりますので、書類不備等がないよう準備をお願いいたします。



問い合わせ先

市民生活部子育て支援課保育サービス係（保育所）	TEL：0228-22-2360
教育部学校教育課学務係（幼稚園預かり保育）	TEL：0228-42-3512
教育部社会教育課生涯学習係（放課後児童クラブ）	TEL：0228-42-3514